



# 島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第82号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第52号）

## 1 規則の概要

- (1) 平成21年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 旅行命令等のサービスに関する専決権をグループリーダー等に移譲する改正（第7条第1項関係）
- (3) 主管課のグループリーダー等有する予算執行に関する専決権の上限額を廃止する改正（第7条第1項関係）
- (4) サブリーダー及び副課長の職の設置に伴い、これらの職の専決事項を指定する場合の規定を追加（第7条第2項・第11条第2項関係）
- (5) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位移譲に伴う所要の改正
  - ア 児童福祉法の規定により、一時預かり事業の設備等の改善等を命ずること。（別表第2関係）
  - イ 地方住宅供給公社法の規定により、公社が島根県以外の地方公共団体が事業主体である公営住宅又は共同施設の管理を行うことを認可すること。（別表第2関係）
  - ウ 児童福祉法の規定により、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の変更届を受理すること。（別表第3関係）
  - エ 児童福祉法の規定により、一時預かり事業の変更届を受理すること。（別表第3関係）
  - オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律により、建築物における清掃を行う事業等の登録を行うこと。（別表第5関係）
  - カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の規定により、登録証明書の交付等を行うこと。（別表第5関係）
- (6) その他法令改正、事業の新設・廃止等に伴う所要の改正

## 2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第52号**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中第24号を第26号とし、第15号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 政策調整監 職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定する政策調整監をいう。

第2条中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 危機管理監 組織規則第16条第2項に規定する危機管理監をいう。

第5条第1項中「（以下「課長等」という。）」及び「課長代理、」を削り、同条第2項中「、統括指導監査監（健康福祉部地域福祉課石見スタッフに置かれるものに限る。第19条において同じ。）」を削り、「管理所長」の次に「、政策調整監」を加える。

第7条各号列記以外の部分中「第14号」の次に「から第16号まで」を加え、同条第9号を次のように改める。

(9) 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。

第7条第11号及び第13号中「1件300万円未満の」を削り、同条第14号中「(第2条第6号から第22号までに規定する職員を除く。)」を削り、「命ずる」を「命じ、又は休日の代休日を指定する」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号の次に次の2号を加える。

(14) 職員(第2条第6号から第26号までに規定する職員を除く。次号及び第16号において同じ。)の旅行を命じ、及び復命を受けること。

(15) 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))に係るものに限る。)をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。

第7条に次の1項を加える。

2 グループリーダーが専決することができる事項のうち、あらかじめ課長が指定した事項については、当該グループに置かれるサブリーダー(職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定するサブリーダーをいう。)に専決させることができる。この場合においては、あらかじめその旨を総務部人事課長に届け出なければならない。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定によりグループ課長が専決することができる事項のうち、あらかじめ地方機関の長が指定した事項については、当該グループに置かれる副課長(職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定する副課長をいう。)に専決させることができる。この場合においては、あらかじめその旨を総務部人事課長に届け出なければならない。

第15条第1項の表部長の項中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 当該事務を掌理する危機管理監

第15条第1項の表課長の項中第8号を第10号とし、同項第7号中「課長代理」を「課長代理が掌理する事務については課長代理」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 政策調整監を置く課にあつては、当該政策調整監が掌理する事務については当該政策調整監

第15条第1項の表課長の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 統括指導監査監を置く課にあつては、当該統括指導監査監が掌理する事務については当該統括指導監査監

第15条第1項の表政策企画監の項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該政策調整監が掌理する事務については当該政策調整監

第19条中「統括指導監査監」を削り、「室長」の次に「政策調整監」を加える。

別表第1第12号局長等専決事項の欄の(1)中「意見」の次に「(児童の処遇に関するものを除く。)」を加え、同表第13号知事専決事項の欄の(2)中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))」を「再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13号局長等専決事項の欄の(1)から(3)まで中「技監」を「危機管理監、技監」に改める。

別表第2総務部の表人事課の項第8号部長専決事項の欄の(2)中「技監」を「危機管理監、技監」に改める。

別表第2健康福祉部の表青少年家庭課の項第1号部長専決事項の欄の(1)中「児童自立生活援助事業」の次に「又は小規模住居型児童教育事業」を加え、同欄中(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第34条の13第3項の規定により、一時預かり事業の設備等の改善を命ずること。

(3) 法第34条の13第4項の規定により、一時預かり事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。

別表第2土木部の表港湾空港課の項第5号知事専決事項の欄の(1)及び(2)中「飛行場」を「空港」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「飛行場」を「空港」に改め、同欄の(2)及び(3)中「飛行場」を「空港」に改め、同表建築住宅課の項第8号部長専決事項の欄中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 法第21条第4項の規定により、公社が島根県以外の地方公共団体が事業主体である公営住宅又は共同施設の管理を行うことを認可すること。

別表第3健康福祉部の表青少年家庭課の項第1号事務の種類欄中「児童福祉法施行規則」を「児童福祉法及び児童福祉法施行規則」に改め、同号グループリーダー等専決事項の欄中(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) 法第34条の3第2項の規定により、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の変更届を受理すること。

(2) 法第34条の11第2項の規定により、一時預かり事業の変更届を受理すること。

別表第5中山間地域研究センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)の次に次のように加える。

(2) 共同研究の実施に関する事務（当該共同研究に係る特許権に関する事務を除く。）を行うこと。

別表第5保健所の項第9号地方機関の長専決事項の欄中(14)を削り、(15)を(14)とし、(16)から(26)までを(15)から(25)までとし、同項に次の1号を加える。

<p>22 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に関する事務</p>	<p>(1) 法第12条の2第1項の規定により、建築物における清掃を行う事業等の登録を行うこと。</p> <p>(2) 施行規則第32条の規定により、登録証明書を交付すること。</p> <p>(3) 施行規則第33条第1項の規定により、建築物における清掃を行う事業等の変更又は廃止の届出を受理すること。</p> <p>(4) 施行規則第33条第1項の規定による建築物における清掃を行う事業等の変更の届出に基づき登録証明書を書換え交付すること。</p>
---	---

別表第5支庁及び農林振興センターの項第20号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「、木材生産団地化推進対策事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）」を削り、「及び松くい虫被害対策事業」を「、松くい虫被害対策事業及びナラ枯れ被害等緊急対策事業」に改め、同表支庁及び県土整備事務所の項第9号地方機関の長専決事項の欄の(1)のア及びオ中「飛行場」を「空港」に改め、同欄の(1)のキ中「飛行場業務日誌」を「空港業務日誌」に改め、同欄の(1)のクからコまで中「飛行場」を「空港」に改め、同欄の(1)のサを削り、同欄中(14)を(15)とし、(2)から(13)までを(3)から(14)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第47条の2第1項の規定により、空港保安管理規程を定めること。

別表第5出雲空港管理事務所の項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)のア及びオ中「飛行場」を「空港」に改め、同欄の(1)のキ中「飛行場業務日誌」を「空港業務日誌」に改め、同欄の(1)のクからコまで中「飛行場」を「空港」に改め、同欄の(1)のサを削り、同欄中(14)を(15)とし、(2)から(13)までを(3)から(14)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第47条の2第1項の規定により、空港保安管理規程を定めること。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第5保健所の項第9号の改正規定は、平成21年6月1日から施行する。